

1 湯梨浜町の気象災害について

時 期	異常気象	被 害 情 報
R1. 8. 15	台風10号(暴風警報)	海水浴場営業の一部停止
R1. 9. 22	台風12号(暴風警報)	倒木17件 外壁、漆喰の剥落(1件ずつ)
R1. 10. 12	台風19号(波浪警報)	交通標識の支柱破損 定置網の流出 旅館の宿泊キャンセル
R2. 1. 8	暴風・波浪警報	街路灯の落下 泊野球場のベンチ屋根の一部破損 その他、強風に伴う教育施設の一部破損
R2. 4. 13	波浪・大雨警報	教育施設・運動施設での雨漏り
R2. 6. 14	大雨・土砂警報	石脇の法面崩壊・路面冠水 長江の路面冠水 その他、道路や地区における法面崩壊や真砂土流出
R2. 12. 31	大雪・波浪・暴風警報	積雪により300㎡メロンハウス1棟全損
R3. 1. 7	暴風雪・波浪警報	湯梨浜中学校のグラウンド防球ネット一部破損
R3. 1. 28	暴風雪・波浪警報	なし
R3. 2. 18	大雪警報	積雪により250㎡ハウス1棟全損
R3. 7. 7	大雨洪水警報	床下浸水14件 土砂崩れ18件
R3. 12. 26	大雪警報	イチゴハウス・鶏舎 各1棟倒壊 積雪によるケーブルの断線や倒木
R4. 2. 17	大雪警報	なし
R4. 3. 26	暴風警報	倒木・支柱損壊 複数件
R4. 9. 19	台風14号(暴風警報)	宿泊キャンセル 322人 四ツ手網 支柱破損
R4. 12. 22	大雪警報	なし
R5. 1. 24	大雪警報	町内小学校での雨漏り
R5. 7. 13	大雨・土砂警報	一部地域の冠水による通行止め
R5. 8. 15	台風7号(大雨警報)	床下浸水1件 倒木 法面崩壊 陥没
R5. 9. 6	大雨警報	なし
R6. 1. 23	大雪警報	なし
R6. 7. 9	大雨警報	なし
R6. 7. 10	大雨警報	なし
R6. 11	大雨警報	なし
R7. 2. 7	大雪警報	なし
R7. 3. 18	大雪警報	屋根一部破損
R7. 7~8	高温・小雨	夏の平均気温は、3年連続で最も高い記録となった。梅雨明けも過去最も早い梅雨明けとなるなど、7月は記録的な少雨となった。

災害復旧関連補助金一覧表（抜粋）

No.	所管課	補助金・制度名	概要	対象	備考
1	産業振興課	湯梨浜町危険木伐採事業費補助金	山林等の災害時等に人命に被害を与える可能性のある竹木伐採撤去を促進。 <補助率：2/3、上限30万円>	行政区、個人	保安林及び急傾斜地崩壊危険区域内の竹木を所有又は管理する行政区又は個人
2	産業振興課	しっかり守る農林基盤交付金（土地改良事業等）	土地改良施設やため池、山腹水路等の整備、補修などの小規模な生産基盤整備に支援。 <補助率：80%>	受益者	2戸以上の受益者、行政区、任意の農業者団体、又は1戸の認定農業者、認定新規就農者
3	産業振興課	しっかり守る農林基盤交付金（原材料支給）	農業生産基盤の改修及び整備のため原材料を支給し支援。 <補助額：1団体年間20万円>	受益者	2戸以上の受益者、行政区、任意の農業者団体、又は1戸の認定農業者、認定新規就農者
4	産業振興課	湯梨浜町渇水対策等緊急事業費補助金	令和7年度の渇水において、農業用水確保に緊急に必要となる応急対策を実施し、農産物の干ばつ被害を未然に防止。 <補助率：9/10（ポンプ購入、ポンプリース等）> <事業実施対象期間：R7.7.15～R7.9.30>	農業従事者	2戸以上の受益者、行政区、任意の農業者団体、又は1戸の認定農業者、認定新規就農者

しっかり守る農林基盤交付金について

【事業の概要】

農林水産物を供給している優良農林地を維持・保全し農業を継続することを目的に、その土台となる農地・水路、農林道などの農林業生産基盤の小規模な整備・補修や放置された山腹水路やため池などの防災措置に要する経費を市町村に助成するものです。

【対象となる事業】

- 1 農業用排水路
- 2 農林道
- 3 ほ場（暗渠排水）
- 4 ため池
- 5 その他土地改良施設 等

○事業の一例



農業用排水路（二次製品の設置）



山腹水路ノ改修・法面補強



簡易ゲート・柵の設置



簡易な農道舗装



放置ため池（余水吐改良）



暗渠排水

【交付対象】

国庫補助事業の採択要件を満たさないもので、原則受益者戸数2戸以上。

【事業主体】

市町村

【相談先】

各市町村の農林関係課へ一報を入れてください。

<資料：鳥取県ホームページから抜粋>

渇水対策等緊急事業

- 令和7年6月中旬からまとまった降雨が無く、7月上旬より地域における番水・節水を呼びかけ。高温・渇水の状況は急激に進行し、特に7月の降水量は平年の3割未満と県下全域に渇水が拡大している。
- このため、渇水による旱魃被害を未然に防止するとともに、被害を最小限にとどめて農業経営の安定及び作物の品質低下の防止を図るため予備費を発動し「**渇水対策等緊急事業**」を創設したので、緊急の給水対策について生産者等の負担軽減が図られるよう、市町村を通じて支援を行う。

1. 支援内容

渇水状況



三朝町内の水田(餅米)



日野川(米子市車尾堰)

令和7年7月の降雨状況

地点名	実況値	平年値	比率
若桜	60.5	206.3	32%
江尾	60.5	219.9	28%
大山	66.0	306.6	22%
米子	44.5	213.3	21%
茶屋	50.0	233.1	21%
関金	36.0	197.5	18%
智頭	36.5	207.3	18%
境	32.0	203.6	16%
青谷	29.0	178.6	16%
倉吉	22.0	181.2	12%
湖山	13.0	150.7	9%
鹿野	20.0	223.5	9%
鳥取	16.0	175.0	9%
塩津	16.5	194.7	8%
岩井	14.0	189.9	7%
佐治	11.0	211.6	5%

支援メニュー

水中ポンプリース



エンジン付ポンプ購入・リース



※作業日当について、多面的機能支払交付金や中山間地域等直接支払交付金の対象となるので地域の合意形成のもと活用ください。

土のう(用排水路に設置)



給水車リース(運転手含む)



軽トラックリース



注意点：河川にポンプ等を設置する場合は、節水・番水を目的としたものであり、下流へ配慮しつつ、地元で合意形成の上、河川管理者と協議を行ってから対策を実施してください。

必要な資料

領収書

〇〇〇〇様 年 月 日

¥〇〇〇〇〇-

領収書やレシート、
取組の写真提出

2. 要件等

- ① 2者以上で共同利用する取組を原則とする。ただし、市町村長が認める農業者についてはこの限りでない。
- ② 対象期間は令和7年7月15日から知事が定める日まで

3. 実施主体・補助率等

- ① 事業主体：市町村
- ② 県補助率：50%を最大に市町村と同率
- ③ 事業費：上・下限無し

有害鳥獣被害防止対策について

【総務産業常任委員会】

湯梨浜町鳥獣被害防止計画 令和7年度～令和9年度（出典）

1. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針
(1) 被害の現状（令和6年度）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品 目	被害数値	
		面積 (a)	金額 (千円)
イノシシ	果樹（梨）・水稻・イモ類	212.3	3,591
ニホンジカ	果樹（梨）、 造林木（クヌギ・ヒノキ）	-	-
ヌートリア	水稻・野菜（スイカなど）	1.7	19
アライグマ	—	-	-
ハクビシン	果樹（梨など）	8.8	665
イタチ類	イモ類	0	0
テン	果樹（ぶどうなど）	-	-
カラス類	果樹（梨など）	24.1	1,832
カワウ	淡水魚（アユ・フナなど）	-	-

(2) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和6年度）	目標値（令和9年度）
イノシシ	220.9a 3,727 千円	154.6a 2,609 千円
ニホンジカ	—	—
ヌートリア	1.7a 19 千円	1.2a 13 千円
アライグマ	—	—
ハクビシン	5.3a 403 千円	3.7a 282 千円
イタチ類	0.3a 3 千円	0.2a 2 千円
テン	—	—
カラス類	24.1a 1,832 千円	16.9a 1,282 千円
カワウ	—	—
合 計	252.3a 5,984 千円	176.6a 4,188 千円

2. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

鳥獣被害対策実施隊を設置し、農業者等の捕獲要請に応じて捕獲活動を実施している。

【鳥獣被害対策実施隊 構成状況】

銃猟従事者 18人 わな猟従事者 49人

※銃猟とわな猟の複数許可取得者あり。

(令和6年12月末現在)

(2) その他捕獲に関する取組

令和7年度 ～令和9年度	イノシシ	<ul style="list-style-type: none"> ・狩猟免許取得補助等の活用による狩猟者の養成・確保 ・町広報誌、防災無線等を活用した注意喚起 ・ヌートリア、アライグマの捕獲と安全に関する講習会の開催による捕獲従事者の確保 ・はこわな、くくりわなの整備
	ニホンジカ	
	ヌートリア	
	アライグマ	
	ハクビシン	
	イタチ類	
	テン	
	カラス類	
カワウ		

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

対象鳥獣	捕獲計画数等 (単位: 頭、羽)		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
イノシシ	500	500	500
ニホンジカ	140	140	140
ヌートリア	140	140	140
アライグマ	5	5	5
ハクビシン	20	20	20
イタチ類	随時	随時	随時
テン	随時	随時	随時
カラス類	10	10	10
カワウ	随時	随時	随時

捕獲等の取組内容

○捕獲手段: はこわな、くくりわな、銃。

○捕獲時期: 通年実施を予定。

○捕獲予定場所: 営農者や各集落より被害報告のある地域や被害があった地域を中心に捕獲実施する。

3. 防護柵の設置等に関する事項
侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
イノシシ ニホンジカ	電気柵 10,000m ワイヤーメッシュ柵 6,000m	電気柵 10,000m ワイヤーメッシュ柵 6,000m	電気柵 10,000m ワイヤーメッシュ柵 6,000m
ヌートリア	ネット柵 500m (再編整備)	ネット柵 500m (再編整備)	ネット柵 500m (再編整備)

4. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和7年度 ～令和9年度	イノシシ ニホンジカ ヌートリア アライグマ ハクビシン イタチ類 テン カラス類 カワウ	集落や果実・水田の生産組合に緩衝帯の設置、侵入防止柵の維持管理等の徹底、放任果実の除去の助言を行う。

5. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した対象鳥獣は、捕獲現場での埋設や自家消費を基本とし、適切に処理を行う。埋設や自家消費が困難な場合には、倉吉市内のほうきりサイクルセンターに搬入できるが、1日当たりの処理能力に限りがあるため、搬入する場合は、調整したうえで搬入を行い、焼却処分する。
イノシシ及びシカについて、できるだけ食肉として利活用できるよう、処理加工施設に持ち込んで処理を行う。

6. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	現在、イノシシについては、従事者が自家消費等を行うのが大半である。また、一部は、イノシシとシカを処理している倉吉市内の解体処理施設(日本猪牧場)へ搬入することで、解体処理施設が処理した肉を、食肉として県内外に販売されている。なお、「日本猪牧場」及び「ほうきジビエ推進協議会」とジビエ肉の普及推進等について情報共有と連携を図り、日本猪牧場において、捕獲個体のジビエ利用搬入確認を行い、食肉利用促進を行う。
----	---

鳥獣被害防止関連補助金一覧表（抜粋）

No.	所管課	補助金・制度名	概 要	対 象	備 考
1	産業振興課	湯梨浜町有害鳥獣捕獲支援機器導入事業費補助金	有害鳥獣捕獲のための、広範囲かつ効率的に捕獲活動が実施できる環境を整えるため機器導入。 <補助率：1/2 上限22,500円/機器1台当り>	有害鳥獣捕獲従事者	農業被害のある土地所有者と連携して有害鳥獣被害対策を実施する有害鳥獣捕獲従事者
2	産業振興課	湯梨浜町狩猟免許取得等助成事業費補助金	狩猟免許の取得、更新及び狩猟者登録に要する経費の一部を助成。 <補助率：更新2/3以内、新規10/10以内>	狩猟者登録者 (新規・更新)	
3	産業振興課	鳥取県鳥獣被害総合対策事業費補助金	有害鳥獣による農林水産物等への被害防止のための侵入防止柵購入等に係る支援。 <補助率：侵入防止柵2/3>	農業従事者	2戸以上の受益者、任意の農業者団体、又は1戸の認定農業者、認定新規就農者
4	産業振興課	鳥獣被害総合対策事業費補助金 ※国交付金	有害鳥獣による農林水産物等への被害を防止のための侵入防止柵購入等に係る支援。 <補助率：10/10>	農業従事者	3戸以上の受益者、任意の農業者団体で一体的に農地を囲む場合、事前に要相談
5	産業振興課	湯梨浜町侵入防止柵補修等事業費補助金	行政区や受益者2戸以上の農業者で組織する団体、認定農業者・認定新規就農者が整備した侵入防止柵の補修・補強に要する費用の助成。<補助率：1/2（1年度10万円上限）>	農業従事者	本補助金の申請年度の前年度までに侵入防止柵を整備した行政区、受益者2戸以上の農業者で組織する団体・認定農業者・認定新規就農者
6	産業振興課	湯梨浜町射撃環境改善事業費補助金	猟銃を使用して有害鳥獣捕獲に従事する有資格者の射撃技能の向上を図るための支援。 <補助率：2/3（1年度5千円上限）> ※射撃場に出かけて射撃練習を行うのに要する次の経費 (1)射撃場利用料 (2)標的代 (3)装弾購入費 (4)旅費	有害鳥獣捕獲従事者 (銃を使用して鳥獣対策に従事する者)	

湯梨浜町老人福祉センター東湖園及び東郷デイサービスセンター について 【教育民生常任委員会】

1 指定管理の現状と今後の予定

東湖園と東郷デイサービスセンターを、社会福祉法人湯梨浜町社会福祉協議会が指定管理制度による公共施設の管理運営業務を実施中。令和3年度から令和7年度までの5年契約で、来年度以降についても業務実績等から、引き続き社協を候補に予定する。

※指定管理は建物の管理だけで、デイサービス事業の指定管理ではない。

2 次期指定管理の期間について（検討中）

東郷デイサービスセンターの介護保険事業は、令和4年度から赤字となり、令和6年度は約571万円の赤字となった。人材確保や設備の老朽化もあり、社協は東郷デイサービス事業の休止・廃止を含めた見直しを行うため、次期指定管理の期間を3年間に短縮する方向である。

3 東湖園の浴場利用料の改定について（検討中）

平成2年開設以来、一度も改定されていないが、最近の物価高騰・人件費上昇を踏まえ令和8年度に向けて改定を検討している。

（参考）東湖園浴場利用料の改正

・現在 大人 200 円・小人 100 円・乳幼児 50 円



・改定案 大人 300 円・小人 100 円・乳幼児 0 円

※12月議会で、指定管理者の指定と浴場利用料の改定について議案提出の予定。

こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）について

【教育民生常任委員会】

1 制度の概要

生後6か月から満3歳未満の未就園児童を対象に、月一定時間までの利用枠の中で、保護者の就労要件を問わず保育園等に通園できる仕組み。

（時間単位で利用できる）

全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備することを目的とする。令和7年度に法律上制度化され、令和8年度に法律に基づく新たな給付制度として全自治体で実施する。

（給付費の負担割合：国3/4、県1/8、町1/8）

項目	こども誰でも通園制度	未就園児一時預かり事業 （既存の制度）
主な目的	子どもの健全な成長・社会性を育む（子どもの権利を重視）	保護者の育児負担軽減、一時的な育児困難への対応
利用条件	就労の有無や利用理由は不問	保護者の病気、通院、冠婚葬祭など、一時的な保育ができない理由が必要な場合もある
対象児童	6か月から満3歳未満の子ども（就労の有無は問わない）	主に保育園などに通っていない未就学児
利用時間	【R7国制度】：原則として月10時間以内（時間単位） （湯梨浜町）：検討中	自治体によって上限時間や日数が設定されている （湯梨浜町）：利用理由により日数の上限あり
利用料金	【R7国制度】：1時間あたり300円程度 （湯梨浜町）：検討中	1時間あたり300円から400円程度が一般的 （湯梨浜町）：3歳未満児： 1日2,000円、半日1,000円 3歳以上児：1日1,000円、半日500円
実施主体	国が全国全ての自治体での実施を方針としている	自治体によって実施の有無が異なる（湯梨浜町は実施している）

2 令和8年度の本格実施に向けた準備

- (1) ニーズ把握と必要量の推計
- (2) 実施に向けた予算確保
- (3) 条例及び関係例規の改正（12月議会に上程予定）
- (4) 実施事業所の検討と調整
- (5) 子ども・子育て支援法に基づく施設の確認
- (6) 全体としての提供量の確保
- (7) 広報周知

3 実施事業所の検討（園長会で意見聴取）

- (1) 実施事業所を限定する（町内で2施設程度）※民間施設は実施意向なし
- (2) 実施するこども園に、保育士を1人ずつ配置

4 事業実施方法

- (1) 一般型（在園児合同実施）で検討中
- (2) こども誰でも通園制度総合システムの活用を想定。利用者は、インターネット経由で利用登録・予約等ができ、町は、利用状況の確認、個人情報の管理を行う。

5 今後の検討課題

- (1) 保育士確保と体制整備
- (2) 未就園児一時預かり事業・子育て支援センター事業・各こども園のオープナーなどの事業と、誰でも通園制度の目的の違いを全職員が認識し、事業実施する必要がある。

6 常任委員会での議論について〈質疑応答抜粋〉

①ニーズ把握と必要量の推定は、どうなっているのか。

〈担当課回答〉

令和6年度にニーズ調査を行なった。297人の回答があり、181人が利用したい、116人が利用したくない。利用したい理由で一番多かったのが、集団生活や生活習慣を身につけたい。必要量は、まだ国が計算方式を示していないため、利用枠を算定できていない。

②家庭子育て支援事業給付金（月3万円を2歳まで支給）は、どうなるのか。

〈担当課回答〉

給付金を受けている場合も、一時預かり事業を活用されていると思う。その点も確認のうえ、12月の常任委員会で報告する。

4 常任委員会での議論について〈質疑応答抜粋〉

- ①東郷デイサービス事業の収益が、令和3年度から令和4年度にかけて大幅に減った理由は。

〈担当課回答〉

新しい事業者が開設されたことが影響している。

- ②今後改善の見込みはあるのか。

〈担当課回答〉

介護保険事業には町から補助できない。社協が改善策を考える必要があるが、職員の人員不足や高齢化などの課題がある。町内では少なくない定員のため、辞められると影響がある可能性が大きく、町としても検討する必要がある。

- ③介護保険事業の赤字が、地域福祉事業など他の事業に与える影響は。

〈担当課回答〉

一部の赤字は他の事業でカバーし合っているが、今後の収支状況によっては影響が出る可能性がある。地域福祉事業は町から補助を行なってきたが、令和6年度から事務費の一部も補助している。

議会だよりについて

【議会広報常任委員会】

○委員会委員

- ・委員長:浜中 武仁
- ・副委員長:森 哲也
- ・委員:議長を除く議員全員

○議会広報編集スケジュール(第87号(9月定例会号)の場合)

日にち	会議
9月 5日(金)	広報委員会(委員全員)
29日(月)	第1回編集会議
10月 2日(木)	第2回編集会議
9日(木)	第3回編集会議
14日(火)	第4回編集会議(委員長・副委員長のみ)
31日(金)	議会だより発行

※必要に応じて、編集会議の回数は増える場合があります。

○議会だよりへご協力ください！

議会だよりの中で、町民の方にご協力いただき、お話やご意見を掲載させていただいています。

町民皆さんの顔が見える議会だよりの作成を目指していきたいと思っていますので、ぜひご協力ください。